

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	序
Sub Title	
Author	山田, 辰雄(Yamada, Tatsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.12 (1995. 12) ,p.5- 7
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	石川明教授退職記念号
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19951228-0005

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

序

石川明先生は、一九五六年四月に法学部助手に就任されて以来、三八年にわたり民事訴訟法の研究と教育に従事され、一九九四年三月をもって退職された。先生はもともと学者らしい学者である。外見は常に温厚であるが、内面に強い信念と情熱を秘め、多くの創造的仕事をされる。このことは、巻末にある多くの優れた著作を見れば明らかである。

石川明先生は、わが国の民事訴訟法研究の第一人者である。先生は、一九五〇年代半ばから六〇年代にかけて「訴訟上の和解」の研究に取り組まれ、その延長線上に「訴訟行為」にかんする研究をされた。これらの研究成果は、一九六〇年代から七〇年代初めにかけて刊行された論文集のなかに収められている。先生の訴訟上の和解の研究は、一九七〇年代から「調停」の研究へ発展し、近年ではADRの研究に及んでいる。訴訟上の和解は裁判の手続きのなかで訴訟当事者が自治的に紛争を解決する制度であり、調停は訴訟によらずにやはり当事者間の自治により紛争を解決する制度である。またADRとは、代替的紛争解決手段であり、わが国の和解や調停を含めたあらゆる裁判外の紛争解決手段を指す。このように見てくると、石川先生の研究は、初期の訴訟上の和解から今日のADRの研究にいたるまで、紛争解決の場における当事者の主体的意思をどのように認めていくかという一貫した問題意識にたって展開し

てきたことがわかる。こうした当事者中心主義的な考え方は、他方において、弁護士を裁判所から独立した司法機関として捉えていこうとする一連の研究にも通じる石川民事訴訟法学の真髄をなすものである。

石川明先生のいま一つの優れた業績は、以上の研究の基礎の上にその時代の直面する法律上の重要な課題に果敢に取り組んでこられたことである。まず、一九六〇年代から七〇年代にかけての一連の強制執行にかんする研究があげられる。これは、当時の強制執行法改正の論議の高まりを受けたもので、その研究成果は一九七九年に制定された現行の「民事執行法」に大きな影響を与えた。同じく法改正との関係では、一九八九年に「民事保全法」が制定されたが、先生はこの問題にかんする一連の論文を発表された。最近では、石川先生は、民事訴訟の国際化の問題に直面して「国際民事訴訟法」、ECからEUの統合へと向かうヨーロッパの現状を背景にした「EC民事手続法」の研究に取り組み、さらには狭い意味での専門の枠を越えて知的財産権の研究にも従事されている。

石川明先生は、一九五九年から約一年半DAADの留学生としてドイツ・ミュンヘン大学に留学された。それ以来先生の国際的学術活動は、ドイツを中心にして欧米諸国へ広がっていった。このような活発な活動故に、私は先生がいつもドイツと日本とのあいだを往復されているという印象を持っている。その結果として先生の国際的学術活動、特にドイツとの学術交流の功績が認められ、ドイツのケルン大学とザールラント大学から名誉法学博士の学位を授与された。先生の国際的活動は欧米に止まることなく、最近では中国、台湾、韓国などの東アジア諸国に向けられている。

石川明先生の国内の学界における活動にも極めて幅広いものがある。特に日本民事訴訟法学会では理事として指導的役割を果たされ、また一九九一年から三年間日本学術会議会員を務められた。その他社会的にも、東京地方裁判所民事調停委員、法務省法制審議会委員、最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員、司法試験考査委員、DAAD友の会(DAAD奨学生OB会)会長など、多くの要職を兼務されてきた。

石川明先生の研究会の卒業生は八五〇余名に達している。このように多数の卒業生のなかで、先生は特に法律専門家の養成に情熱を注がれ、多くの門下生を学界と法曹界に送り出された。また、先生は長年にわたり体育会剣道部の部長を務め、学生の訓導にあたられた。

思い返してみると、石川先生ほど学問研究に専心された研究者は少ない。先生ご自身は研究者として、また人間としていろいろな心の葛藤に直面されたこともあるであろう。しかし、後輩として常日頃から先生に接している私にとって、先生はもっとも幸福な学者に見える。それは先生を取り巻く恵まれた家庭の環境による面があるのではないかと私は考えてきた。先生の長兄にあたる石川忠雄先生は私の恩師である。そのような関係で、私は先生のご一族と接する機会がしばしばあった。そのようなときに石川明先生は五人兄弟の末弟としていつも静かに振る舞っておられた。先生のご兄弟は皆社会の第一線で優れた業績を残された方々である。石川明先生は、いわばこのような立派な兄弟に守られて学問に専心することが運命づけられていたように私には思われる。

石川明先生は法学部を退職されたが、決して現役を退かれたわけではない。先生は現在朝日大学大学院教授であり、弁護士としても活躍されている。今後とも法学部の研究をご指導くださるとともに、先生の一層のご活躍を願ってやまない。

一九九五年二月

法学部長 山田辰雄